

ID: 1880

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の2の2第1項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (居住環境向上用途誘導地区) 第60条の2の2 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の建蔽率は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の建蔽率の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの (2) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日